

○議事日程

令和3年10月21日(木) 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君  
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一  
書 記 渡 邊 二 志 夫



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番  
後藤友紀議員、7番 櫻井 明議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。8番議員の渡邊です。議長のお  
許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は、補助金についてご質問いたします。

現在、コロナの中、飲食店だけでなく、多くの職種が売上の伸び悩みで苦しみ、厳  
しい経済状況だと聞くことが多いだけでなく、そのあおりもあり教育に回すお金がな  
いとも住民からの声も聞き及んでおります。ほかの市町村によっては、コロナ社会に  
なる前から様々な補助金をつくり、環境や教育、子育て支援を行ってきております。  
岐南町の補助金の代表的なのが給食費の無料、子育て支援につながっております。

1、本巢市や美濃加茂市などでは快適で安心して暮らせる居住環境の整備を促進し、  
併せて住宅関連事業産業を中心とする地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム  
に要する費用の一部を助成しております。岐南町の多岐にわたる業種の事業振興及び  
活性化のために必要ではありませんか。

2、コロナの中、リモート授業ができるようにいち早く取り入れていただきありがとうございます。そんな中、学校の先生方も子供たち自身も初めてのリモート授業で戸惑っている部分もあると思いますし、受験を控えた中学生や高校生はもちろんですが、保護者の方々もご心配のことと思います。

南房総市では子供たちが学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会の提供をするとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、学習塾や文化・スポーツ教室など、学校外教育サービスの提供を受ける際に利用できるクーポン券を交付しております。岐南町も学力向上と子供たちの個性と才能を伸ばし、保護者の経済的負担軽減のために必要ではありませんか、町長のご返答をお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 渡邊議員の1項目め、補助金についての1番目のご質問、住宅リフォームに要する費用の一部助成の創設についてお答えいたします。

議員ご提案のとおり、行政が住宅リフォームの助成を行う目的といたしましては、居住環境の向上と商工振興による地域経済の活性化が考えられます。現在、住宅リフォームの助成制度といたしまして、介護の認定を受けた方に限られますが、心身の機能が低下した高齢者の日常生活の支援や介護者の負担の軽減を図るため、手すりの取付けや段差の解消などの改修をした場合、介護保険サービスを利用し、その改修費用の一部が支給される制度がございます。また、地震による家屋の倒壊を防ぐため、一定の条件はございますが、耐震診断を実施した木造住宅について耐震補強工事を行った場合にも工事費用の一部が助成される制度がございます。これらはいずれも居住環境の向上に当たるものでございます。

一方、商工振興による地域経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォームの助成をすることは、町内で建設業を営んでおられる方をはじめ建設資材販売業者など関連する他の業種にも影響が波及し、地域経済の活性化に資するものと認識しております。

しかしながら、住宅リフォームに対する助成は、新型コロナウイルス感染症により状況が悪化した業種が多々ある中、特定の業種のみがその恩恵を享受できるものであることや、個人の資産形成に対する助成となること、また一部には助成制度による新たな事業誘発の効果が余り期待できないことから、助成制度を終了した自治体もあることなどから、慎重に考える必要がございます。

いずれにいたしましても、町の商工業全体を見渡して、コロナ禍で疲弊した地域経済の回復を図るため、事業者に対する支援策については他市町の事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 渡邊議員 1 項目めの補助金についての 2 番目のご質問、学校外教育サービス利用助成についてお答えいたします。

議員ご指摘の南房総市では子供の学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校などに在籍している 5、6 年生の保護者を対象に、学習塾及び文化・スポーツ教室の学校外教育に係る費用について助成を行っております。対象となる小学校 5、6 年生は 402 人、令和 2 年度の利用実績額 1,136 万円、利用者数 346 人で、対象者の約 86% となっております。利用者 1 人当たりの平均助成額は年間 3 万 2,832 円になるようです。助成額については、市町村民税課税額の所得割額分により段階別に助成額を定めています。生活保護世帯 8 万 4,000 円、市町村民税非課税世帯 7 万 2,000 円、市町村民税課税額により 6 万から 1 万 2,000 円となっております。

南房総市は千葉県房総半島の南端に位置し、10 月 1 日現在、人口 3 万 6,431 人で、全域が過疎地域に指定されており、この事業についても過疎対策の一面があると思われます。南房総市の担当者にこの助成事業についての課題をお尋ねすると、低所得者の利用が少ないこと、対象を中学生まで広げたいが予算が確保できないこと、所得確認の事務処理負担が大きいこと、全ての世帯が対象となっていないことが課題のようでした。

一方、岐南町では保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援の拡充を図るため、平成 25 年度より学校給食費の助成を実施しております。小学生は年額約 4 万 8,000 円、中学生は年額約 5 万 5,000 円の助成を行っております。さらに、今年度より町内在住で町外の学校へ通う児童生徒も新たに学校給食費の助成をすることにより、町在住の児童生徒全員に助成することといたしました。また、10 月の補正予算にて中学 3 年生、高校 3 年生緊急学習応援事業を承認していただき、対象者 1 人につき 1 万円のクオカードを配布いたします。

このように岐南町では子育て世代の経済的負担軽減のため、学校給食費の助成などを実施しており、新たに議員ご提案の学習塾や文化・スポーツ教室など、学校外教育に係る費用についての助成は現在のところ考えておりませんが、住民の声を聞き、必要となる時期が参りましたら、速やかに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 8 番 渡邊憲司議員。

○8 番（渡邊憲司君） それでは、2 つ目の介護についてご質問させていただきます。

寝たきり状態で身体障害者1級であっても、身体の硬直を防ぐためのリハビリは厚生労働大臣の定める疾患患者は無料でリハビリを受けることができますが、厚生労働大臣の定めない患者は同じように寝たきりの場合であっても医療保険の対象外となり、最も大切な日常生活を支えるリハビリは有料となり、金銭的な負担はもちろん精神的な負担、時間的な負担、肉体的な負担も増大してしまい、家族で支えるだけでも大変ですが、老老介護の場合、大変どころではなく、生きる希望すらなくなり、自殺者が出ていることもテレビや新聞で取り上げられるほどです。食事から始まり、衣服の着替え、そして最も重要な生理現象の一つである排泄行為が大きな負担となっており、寝たきりで体が硬直した人のおむつ替えは非常に難しい理由の一つとして、胎児のように人は硬直し、股も開けることができなくなるからです。その行為は1日に何度も何度も繰り返さなければならず、困難の極みと言えます。

行政側は町全体の介護サービスの量及び質を自助及び互助、さらに共助、公助の地域包括ケアシステムを構築する中で、適切に必要なサービスが提供されるよう在宅介護の支援体制を確立していくことであると考えているようですが、私は難しいと考えております。

1、排泄後のおむつ替えに介護サービスの量及び質を改善するためにケアマネジャーと相談することが改善に結びつくと言われておりましたが、ケアマネジャーに相談しても財政的負担のお話や制約があり、できないと言われることも多く、安易に改善できていないのも事実なので、排泄後のおむつ替えに介護サービスの量及び質を具体的に説明していただきたいです。

2、町独自の介護支援策の例を介護専門家が集まる地域ケア会議等で議論し、ケアマネジャーサービス事業者の意見も加味しながら対策を検討して、できるものは令和3年度予算に計上できるよう働きかけていきたいとの答弁でしたが、どのようなものが令和3年度に予算計上できたのか、また運用され、介護者の反応はどうだったのか教えてください。

3、私自身の経験や、いろんな人たちからの話の中に、在宅で寝たきりの老老介護の中にはうまくおむつ替えができず、布団などにも排泄物が付着し、異臭が漂っているご家庭もあるようです。私は、適切に必要なサービスの中にリハビリ補助金を創設し、身体の硬直化を緩やかにし、またボトックス注射後のリハビリでおむつ替えをスムーズにすることで精神的な負担、時間的な負担、肉体的な負担を軽減していくべきで、昨年的一般質問ではいち早く的確に把握しながら、町独自でやらなければならない対策というのはこれから真剣に考えていく必要があると答えておりますが、どのような対策を現在考えているのか、教えてください。町長のご返答をよろしく願います。

たします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 渡邊議員の2項目め、介護についての1番目のご質問、介護サービスの量及び質の具体的な内容と財政的負担の軽減についてお答えをいたします。

介護保険サービスは、国の定める基準によりその量及び質が定められ、第8期岐南町高齢者福祉計画、介護保険事業計画ではそれらを基に町における今後の介護サービス費などを推計、算出し、その費用を賄うため介護保険料を決定いたしました。

この保険料は国、県、町の負担に合わせ、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担によって賄われておりますが、サービスを必要とする方々に適切にサービスが提供されるよう、令和3年度から令和5年度の高齢化率、認定率、介護度及びサービス利用状況等を考慮し、介護サービスの必要量を推計して算定したものでございます。

一方、個々のおむつ替えにつきましては、介護が必要な方の心身状況を考慮し、ケアマネジャーが本人、家族の思いや意向を尊重しつつ、必要な介護サービスの量及び質を相談、検討し、ケアプランを策定することとなります。

具体的には在宅サービスによるおむつの交換、排泄の介助につきましては20分以上30分未満の場合、利用者負担額が1割の方は1回当たり250円と定められております。要介護3の方を例とした場合、要介護状態に対する支給限度額が27万円程度であるため、計算上は1割負担の方で2万7,000円までの利用が可能となり、月100回程度が利用限度となります。身体介護につきましては、1か月に使用できる回数に限度はございませんので、それぞれの生活環境並びに身体状況に応じたサービスについて専門家であるケアマネジャーに相談され、適切な介護サービスを選択していただく必要がございます。

介護が必要な方の症状が変わったり、家族の意向に変化が生じたりした場合は、まずは介護サービスの量及び質を改善するため、担当ケアマネジャーに相談していただくことが改善に結びつくものと考えており、町といたしましては、ケアマネジャーが少しでもご本人や家族の意向に沿うケアプランを作成できるよう研修会や勉強会を開催してまいりたいと考えております。

財政的負担の軽減につきましては、高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度、特定入所者介護サービス費がございます。高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担額の合計額が負担限度額を超えたときは超えた分が払い戻される

サービスであり、一般的な所得の方の負担額は月額4万4,000円でございます。

高額医療・高額介護合算制度とは、同じ世帯で医療サービスと介護サービスの両方を利用している場合に利用できる制度であり、年間の世帯の負担額を合算して所得区分、世帯の年齢等に応じて決められた基準額を超えた場合には、申請により超えた額が支給される仕組みでございます。

特定入所者介護サービス費とは、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合、食費や居住費の負担を軽減するための制度であり、この制度を利用するためには町で介護保険負担限度額認定証の交付を受け、それを利用する施設に提示する手続が必要となり、本人及び世帯分離をしている方も含む配偶者の課税状況や預貯金等の金額によっては対象とならない場合もございます。

続きまして、2番目のご質問、地域ケア会議の意見は今年度計上でき、運用され、介護者の反応と町独自で真剣に考えている対策はについてお答えを申し上げます。

地域ケア会議では介護に関する地域での課題について、個別のケースの解決策を模索すべく、随時ケースに関わる自治会の方、民生委員、ボランティア団体や専門職にて協議をいたしております。昨年度課題として多く上がった問題は、認知症を患う方への支援に関することで、認知症に関する介護の相談も増加しておりました。

令和3年度におきましては、町独自の介護支援策の予算計上は難しい状況でしたが、国の基準に基づき前年度から予算化されている認知症カフェから、町全体に認知症に優しいまちづくりの基本であるチームオレンジ体制を発足し、毎月の全体会や町内4か所での交流会の開催、認知症の知識を理解し、優しく接することができる人材を育成する認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ研修を企画し、認知症高齢者施策に重点を置いた事業を展開いたしております。

さらに、笠松町と共同設置している認知症対策協議会、認知症部会の意見を伺いながら、認知症高齢者に優しい地域づくりため、認知症を早期に発見する支援を目的として羽島郡医師会等とともに作成した「認知症気づきのチェックシート」と「認知症の相談機関を記載したチラシを各町の広報にて全戸配布すること、重症化予防の視点から羽島郡医師会に委託している羽島郡在宅医療サポートセンターが運営するホームページ「木曾川とんぼネット」を活用して、認知症に関する情報等の内容をさらに充実し、早期受診、早期治療につながるよう専門職に役立てていただく予定でございます。

なお、介護者の反応としましては、事業自体が介護者一人一人に直接支援の手を差し伸べている事業ではございませんので、その効果を図りかねる面はございますが、地域の中で認知症に関する知識が深まることで、地域での見守り活動に生かされてお

り、早期から認知症の相談や支援について専門機関につながりやすくなっていると感じております。

続きまして、3番目のご質問、在宅のみ受けられるリハビリ補助金は考えているかについてお答えいたします。

国は、介護が必要となっても認知症になっても高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援及び住まいのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの下、在宅生活を推進しており、ますます介護者の負担が増加する懸念もございます。しかしながら、特に要介護3から5の認定を受けた中重度の在宅サービスの利用者の介護者の方々におきましては、議員の言われるとおり体位変換、おむつ交換やトイレ誘導、衣類交換、入浴介助、食事介助といった介護を昼夜を問わず担われている状況でございますが、介護保険制度の持続的な運用の観点から財政的にも現時点で新たなリハビリ補助金を創設することは難しい状況でございます。

おむつ交換を伴う重度者の介護につきましては、医療保険や介護保険で提供される訪問介護の看護師、介護保険で提供される訪問介護のホームヘルパー、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、短期入所等のサービスを町民の方々が必要なときに利用できるよう、よりサービスの周知を図りながら介護者の介護負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。10時35分より再開いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、5年ぶりの一般質問でございまして、体が不自由でございしますが、できるだけ皆様方に理解ができるような言語明瞭でお話をさせていただきたいというふうに思っております。今日は法律関係の皆さん、また今回資料請求された方、またその関係者の皆さん、来ていただいておりますので、皆様方にも分かるように説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

1項目めの質問、簡単に質問しますので、部長のほうにつきましては速やかによりしくお願い申し上げます。

岐南町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画について。

1 番、特養の申請が役場を通じて県に提出、80床である必要性の根拠を説明ください。

2 番、申請が提出されているということは、公費負担があるため、議員に説明されていると思うが、場所、規模、運営計画書、または地元説明や町長の意見の添付が必要です。また介護保険料についても影響しますので、ご説明ください。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 岩田議員の1項目め、岐南町高齢者福祉計画、介護保険事業計画についての1番目のご質問、特別養護老人ホームの申請が役場を通じて県に提出されるが、その必要性和根拠と、2番目のご質問、議員への説明や地元説明、町長の意見書または介護保険料等への影響についてそれぞれ関連いたしますので、併せてお答えを申し上げます。

介護保険制度では介護保険法第117条で介護保険事業計画を3年ごとに見直すこととしており、その事業計画では介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査などのアンケート結果や、高齢者人口、要介護要支援認定者の推移、過去の給付実績、近隣市町などの介護分野に関連する分析などを踏まえ、今後3年間における方策や各介護サービスにおける見込み量を推計することとなっております。

当町におきましても、令和3年度から令和5年度における第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を昨年度に4回開催し、新たな計画を策定するに至りました。介護保険のサービス体系は大きく3つに分けられ、自宅で介護サービスを受ける在宅系のサービス、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームやグループホームに代表される地域密着型サービス、大規模な特別養護老人ホームや病院に併設されている介護老人保健施設等の施設系のサービスがございます。

事業計画策定時の分析では、当町と全国、県、近隣市町の比較において在宅系サービス、地域密着型サービスにつきましては、近年、町内に住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅が増えていることもあり、充実しているものと考えました。

一方、施設系のサービスの必要性及び必要性につきましては、特別養護老人ホームの当町における入所者数が令和3年8月末時点におきまして77名の利用がある一方、特別養護老人ホームへ入所を希望されている施設待機者数は毎年50名を超えており、核家族化による家族内での支え手の減少や高齢者人口の増加によりますますその数が増加している状況であり、さらに全国、県、近隣市町などとの比較でも受給者割合が平均を下回っており、ニーズに応じたサービス供給体制を早急に築く必要があると考えたところでございます。

このようなことから、有料老人ホームやグループホームなどの居住系の施設と比較し、安価に入所できる施設系の需要はますます伸びており、今後もしばらく続く見込みであることから、早期の施設建設の必要性があると判断し今回の計画に加えた上で、県が策定しております第8期高齢者安心計画にも設置予定として報告いたしました。

今回、設置計画を予定している特別養護老人ホームは80床でございますが、30床以上の施設は広域型の施設に区分され、指定権者は岐阜県となります。また、入所者全員が当町の被保険者になるだけでなく、介護保険の住所地特例制度により、入所される前の市町村が保険者となることにより介護保険の費用負担のバランスが図られます。このことから今回設置される特別養護老人ホームについては、当町にとってもニーズがあると判断し、設置計画を進めているところでございます。

次に、議会の対応につきましては、岐南町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱に基づきまして、委員の構成員として議会の代表者1名を推薦していただいております。議会の代表として委員会の中では介護保険制度や保険料の算定に対するご意見をいただいております。また施設整備につきましては、提供させていただいた資料を基に整備の必要性を確認させていただいております。これらを踏まえ、最終的に各委員の意見を反映した計画書として3月には各議員に配布させていただいております。また、3月定例会におきまして、令和3年度岐南町介護保険特別会計の予算をご審議いただき、議決を得たところでございます。

今回の施設設置に関する補助金制度は県の補助金のみとなり、その財源といたしましては、補助金の金額の全額を普通交付税算定に算入されるものでございます。また、補助制度の内容につきましては、設置に係る全費用に対して補助を行うものではなく、ベッド数1床当たりの補助単価が定められており、その単価に整備のベッド数を乗じて補助金額が決定されるものでございます。

県への補助申請につきましては、申請における添付書類の一つに町長の意見書が必要となります。介護保険事業計画では、令和4年度中のサービス開始に向けて場所等の設置計画を検討しておりますが、意見書はそれらを最終的に確認した上でまとめることといたしております。

この意見書は、介護保険事業計画との整合性、地域住民との調整状況、法人の適格性、当該計画に対する統括的な意見の4項目からなっており、施設設置者から提供された整備概要や施工場所、地権者や自治会長などの近隣住民への説明状況を確認し、それらの情報を基に作成いたし、施設整備に支障を来さないようにいたしております。また、施設設置者に対しましては、問い合わせ等があれば丁寧に説明するよう要望いたしております。

町の補助金につきましては、岐南町社会福祉法人の助成の手続に関する条例により、補助の判断を含め決定することになるため、その必要性、妥当性を十分に検討していくこととしております。

最後に、介護保険料についてでございますが、施設設置によるサービス給付費への影響を含め保険料を算出しておりますが、全てが保険料に影響するわけではございません。具体的には町内にある同様の施設における町民の利用割合が35%程度であることから、町民の施設利用者を28名と想定しておりますが、純粹にその分施設サービスが増加するわけではなく、例えば個々の状況に応じ在宅サービスから施設サービスに移ることも予想され、そのようなケースについてはサービスを切り替えた後に在宅サービスが減少することとなります。そうしたことを考慮した上で保険料基準額として施設整備を行った場合は6,290円、施設整備を行わなかった場合は6,250円と試算し、施設整備による影響はその差額の40円であると判断いたしております。

今後の予想ということもあり、個々の様々な状況まで判断することは困難でございますので、そのようなことを考慮した上で令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額を算出し、保険料を決定いたしております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

部長につきましては、明快な答弁でありますけれども、その中の、これは意見だけですから、様々なことに対して40円ということと二十幾つという近くの施設を参考にしながらということでございますが、私は、80床の中の50床が地域密着型じゃなくて広域型特養でございますので、50床と聞いております。岐南町民の人が50床。そして、大体これ特養というのは、ご存じのように、デイサービスとかショートステイとかありますよね、そういうやつが算出根拠の中に入っておりませんので、当然今年の3月から3年後、また介護保険料の見直しをしなければならぬと、そのときは議決が必要なんですね。その介護保険料の仕組みも勉強していただきたいんです。半分が保険者負担で半分は公費やということ。保険者負担には1号給付と2号給付がある。1号分かりますよね。2号、私は2号ですから、65歳を境にしてということ。そういう半分の保険者負担と半分が公費負担は、国が25%、県が12.5%、そして町が12.5%ということなんです。増えれば増えるほど介護保険は高くなる。今岐阜市が一番高いんですけど、必ずしや岐南町もかなり高いところの位置へ来ておりますので、当然この施設はというと広域型施設でございますので、弱者の方々が入るのに対しては非常

に重要な施設であるということは認識しております。これも難しい、勉強しなければあかんです。私は6年前、勉強しました。さっぱりわからなんだ。5年後復帰して頭の隅に残っております。その中でも例えば1割負担、2割負担、3割負担によって計算すると、いろいろな施設によって値段が違うんです。言いません、自分で調べてください。

そういうようなもろもろのことを総合的に考えなければならぬという、この施設が今回、公開文書条例、それに基づいて私の手元にもあります。いただきました。これで順番に日付を確認しながら、今日までの状況がどういうふうだということを説明させていただきますので。ただし、私が調べた限りは、業者のほうは法律的には何も問題ありません。これは間違いありません。

それでは、順番に説明させていただきます。町長にお答えしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、皆様方がご存じのように、岐南町高齢者何とか、これインターネットで張りつけてありますね、第8期岐南町高齢者福祉計画と介護保険事業計画、これ私はインターネットから9月に張りつけられたものでコピーしたものなんです。皆様方は3月に製本したものが行っておるはずなんです。3人の方を除いてですね。そのときに、私のときはきちっと説明されたんですけど、恐らく説明はなかったと思うんですよ。知らぬという人が多いですよ、これ。こんな福祉の大事なものを説明がないということ自身がおかしいんです。そのぐらい議会が軽視されておるということを知っていただかなきゃならないんですよ。

そういうような中で高齢者福祉計画にのっとって業者が手を挙げられた、その前の町長のときやられて、資料によりますと、介護保険施設建設等意向調査というのが去年の11月4日、70床、70人対策ということで出ております。特別養護老人ホーム、多床室というやつですね、多床室ですよ。多床室というのは、従来型多床室とユニット型個室というやつがあるんです。それによって値段も違うということです。そういうこともやっぱり勉強していただかなあかんのですよ。私は5年たっても頭の隅に残っておるでね。その後11月24日、これ徳田です、徳田に要するに建設ということです。11月24日に80床、10床増やして羽島郡岐南町徳田やね、これ岐南町長宛に11月24日に出しておみえになります。

こういうのは、安い土地でなければあかんのですよ。だから、昔、10年ぐらい前は山のほうで、要するにこういう施設がいっぱいできて、救急車を呼ぶにも1時間かかって、こんなのあかんでといって国が廃止したんです、補助金を。だから、こういう地域のところでだ。

羽島郡の場合はどこにあるかという、羽島郡リバーサイド川島園、そしてもう一つは同じ系統の笠松園というのが田代にありますね。それでは、近石のところのうれし野があるんです。うれし野は最近建てられた中で100床が120床に増やされたということで、この近くで今度は町長が就任されてから、令和2年11月24日、これ実施スケジュールにも書いてあります。オープンも当然いつやということも書いてあります、これ。開設は令和4年度ですね。というようなことで、これは要望書という形で多床室型特別養護老人ホーム建設ということで80床、それに個室も入っておりますから、ユニット型個室が入るということですね。これ町長に出しております。町長室のほうへ事業関係者の方とある方の3人、この要望書を出しておみえになります。ある方は言いません。

こういうような状況の中で、これは徳田ですよ、土地、6月ごろ町長室でOBの議員、そして情報公開条例で要求されて出された人のところで、兄貴の会社の息子さんが跡を取らないから個人の財産を処分しなければならないからというようなことで世話をするというような話をその方にされたということです。知らぬなら知らぬでいいんです。

その前の土地、全部調べました。町長の後援会事務所、将棋道場を除いた後の土地、要するにその方のお身内の方のお2人の共有名義の土地1、2、そして共有じゃない土地が1つ、そして町長の近くのお家の方の土地が2筆、それでちょっと離れた方が1筆か、そういうような土地で計画をされておみえになるみたいなんですけど、これが今年の9月に検討されまして、10月に仮契約を結んでおみえになります。そして、10月に町長の意見書を、金曜日やったですかね、県のほうへ行っておみえになります。要は、この補助金申請するには町長の意見書、そして地元の説明会をしなければならないという。その説明会の内容については決まりはないそうです。ちょっと何かということを正式に、私がここに資料があるんですけど、片手が使えないもので、ぱっぱと出されないもので申し訳ないです。

そこへ、実は地元説明というのは、ちょっと300メートルから400メートル離れた自治会長に説明をして、コロナの関係で個別に説明されたということやと思います。その近隣の2軒の方、1人の方は役場の職員であるのか何か知らないけど、はあと言って終わったそうです。1人の方は反対しておみえになります。きのう、県のほうへ反対の電話を入れておみえになります。なぜかという、これは建築基準法とか民法とかいろいろあるんです。建築基準法やったら通るんですね。いっぱいいっぱい建てようが、例えばどんと建てようが、環境が変わろうがやれるんです、建築基準法は。ところが、民法というのは、所有権、通行権、日照の阻害、プライバシーの侵害など

の各権利関係や臨地建物の雨水の流出、電波障害の問題、司法、民法の問題は公益、公法上の規制によって建築基準法とは別の問題であると考えているんですね。だから、こういうことがやはり近隣で出た以上は、これは大きな問題になるんです。ただし、確認申請は通ってしまいますね。だから、訴訟が起きることになるんです。

一番問題なのは、私が思ったのは、合法的にやられておみえになります。もう一回言いますよ、町長の後援会の事務所があって、将棋道場があって、その南一帯にこういうものがあるということ、将来我々は議決をしなければならない、3年後。そして補助金、私がぐっと調べたところによりますと、川島リバーサイド、川島の川島園ですね、あれは昔羽島郡4町で理事長は松原登士弘さん、光製作所のね、あの人が3,000万の自己資金を払って、あと残りを国2分の1、県4分の1、そのあとの4分の1を羽島郡4町でお金を払ったんです。ただ、田代は、そのときにあったプールしたお金、かなり膨大になったもので、羽島郡4町、要りませんよということになったんです。

うれし野は、これは私の調べたところによりますと、頭の隅では8,000万とっておったんですけど、4,000万だそうです。これは出さなくていいとか悪いとかやなしに、町民の皆様方が使える施設、今回のことは弱者の方々がやはり使っていただきたい、待機状態で行けない人のための施設であるが故に、徳田から伏屋に変わったその経緯もいづれ分かります。あとこれ調べております。

そういう状況でもございますので、我々議決権を行使しなければならない議員としてはしっかりとした明快な答弁をいただかないことにはいけないと思います。というようにあります。よくそこら辺は分かると思いますし、司法に訴えるなら司法に訴えていただいていた方がいいです。

以上で再質問を終わります。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 今の10番議員の岩田議員の発言はちょっとおかしいんじゃないですか。私は誘致したなんて一言も知りませんでしたよ、そんなことは。だから、失言したらだめなんですよ。議会ですから。私はこの件については本当に議員選挙が始まる前まで知らなかったんですよ。出たということ自体も知らなかったもので、徳田から伏屋に来たことも知らなかったんですよ。それをね、あなた何ですか、それ、何か私が何かあるみたい感じで「町長が町長が」って。ちょっと失礼じゃないんですか、あんたは。部長が答えますから、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 暫時休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 岩田議員の再質問にお答えを申し上げます。具体的な場所につきましては、現在の予定地として岐南町伏屋9丁目88番地に設置するという事で確認をいたしております。詳細な情報につきましては、現在指定権者である県の補助金の交付に係る意思決定期間中がございますので、町からお伝えすることは県との信頼関係を損ねることにつながるおそれがあります。また、施設設置者の公表の同意も得られていない現在、差し控えさせていただきます。

最後に、地元住民への説明及び周知につきまして、町長の意見書の内容に係ることでございます。これまで建設予定地の地権者、建設予定地に接する方への説明、そして地元自治会長への説明、同意について得られたことは確認いたしておりますが、建設期間中におきまして、設置者と周辺住民の間にできる限り支障が出ないように、また地域住民に開かれた施設運営を担っていただきたいということから、町としてより広く地元の住民への説明及び理解を要望するところでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、今の答弁、これは分かっております。これは確認しておりますので、ありがとうございます。

今の町長のほうのお話でございますが、知らぬということだと思います。9月、10月、意見書出すまでは知らぬと。こんなことはあり得るわけではないですし、今日の傍聴者の中でも6月の町長室での発言、自分の身内の土地を、要するに誘致をしなきゃならぬと。伏屋に変わったんですよ、今年の6月で。それが知らぬ知らぬと言い切れるものなのかということなんです。だから、そこら辺をあくまでも知らぬなら知らぬでやってもらえばいいんですよ。けども、あくまでも政治倫理条例には引っかからないですよ、これ。だから、法律的には何も問題ない。だから、そこら辺をしっかりとこのマイクで、私は9月まで知らぬということをお願いしたいと思っております。証人がここにおるんですから。

以上で終わります。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 10番 岩田議員の質問に、やぶさかちょっと嫌みな点がありますが、ちょっとお答えいたします。

私は、昨年の11月16日に就任して以来、本当に前を向いて一生懸命頑張ってきました。

た、今日まで。ようやくまだ1年、もうすぐ1年になると思いますが、本当に脇目も振らず町長職を全うしてまいりました。例えば、岩田議員が何か疑惑あるような言い方をしておりますが、例えば身内のことについては特に神経を使って今日までやってまいりました。本当に誘致する業者が徳田から変えたことを知ったのも本当に遅かったんですね。だから、何でこくなって。だから、さっきも言いましたが、9月の議会選挙ちょっと前に初めてその全容を知って、だから1から10まで私のところに来るわけでないですよ。ある程度決まってから承認ということ、あるいは相談ということはあるんですが、そのときに初めて、これどういうことなんだということで初め聞いて、だから身内身内言われるんですが、兄貴にも聞いて、「どうなっておるんや」と言ったら、「知らなんだのか」と言われた。「知るわけない」って、僕は。そういう状況なんですよ。だから、上がってくるまで分からないんです。上がってきて、どうなっておるんだということで、あっ、こんなところにあるということで、僕は、岩田議員は身内身内と言われるけれども、身内だから本当に嫌だったの。ここで何でするんだと。だから、介護施設造るんやったらどこでもいいんじゃないかということで、近所の人たちにも言われたということで。土地買ったときも、近所の人、当たり前じゃないですか。伏屋にあるから、伏屋の人は売るに決まっています。誰が遠くから売ると。土地の件についても私は一切知りませんよ、誰が売ったとか。後から見て、この番地の人はこの土地と、調べて分かりました。コジマヒロマサさんとフセヤテルオさんという人も名前を聞いて分かりました、これも。自分で調べたんですよ、これも。

いかにも初めから何か法的には何もないと言って、何か町長の疑惑だけを何か追求するような感じで、それはおかしいと思いますよ。6月も知らぬ。そのときもそうなんです。だから6月の時点でもそのときは徳田かどこかの話だったんですよ。だから、全容を知ったのは9月の本当に7日以前、9月、選挙始まるちょっと前に初めて知ったんですよ。だから、あなた、初めから人を疑って、人を犯罪人扱いにしているじゃないですか。これは町長に対する侮辱であり、名誉毀損ですよ。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 次は、福祉バス、要するにコミュニティバスですね、このコミュニティバスにつきましては、本当に3月の要するに予算を取ってから、この前の9月までの間に何も説明がなかったと言いながら、何か6月のときにちょびつと話があったよと、全協で、というような状態で進んだ中、我々、名前はいずれは分かりますが、3人反対しました。ちょっと時期尚早じゃないかと。要するに、この予算というものに対して債務負担行為、これが予算が可決したということは、コミュニティバ

スがもう必ず執行されるんです。私の計算でいくと、11月にバス、ロングのバスを注文しなきゃならないです。そうでなきゃ6月1日運行できないです。そのときに賛成側のほうの人から、これから今後議員の皆さんとよく意向を聞きながら進めてまいりますと言うものの、日にちはあるのかなど。しかし、言えることは今回のバス路線、前回に比べるとかなりいいものになっておるといことは認めます。そして、5本というような中で近隣市町の岐阜市のコミセンとか、そして各務原のふれあいバスですか、あれも5本ですけど、乗ってないんです。何とかこの営利目的やないから、皆さんが議決したんですね。議決したものに対してはできるだけいいものにしなければならないと思っておりますので、自分の要するに一定程度の案を今後進めていきたいというふうに思っておりますけれども、ここに書いてありますように、デマンドタクシーからコミュニティバスへ運行形態を変更する理由、これを述べていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の2項目め、福祉バスについての1番目のご質問、デマンドタクシーからコミュニティバスへ運行形態を変更する理由についてお答えいたします。

平成21年度に運行事業を廃止した以前のコミュニティバス、にじバスは町民センターなどの公共施設を主な停留所としていたこともあり、利用者の伸び悩みが大きな課題でございました。にじバスを廃止した後も高齢者を取り巻く環境は大きく変わり続け、令和7年には段階の世代が全員75歳以上となり、本町にあっても高齢化は顕著に進んでおり、改めて公共交通の在り方を検討しなければならない時期に入っております。

こうした中、本町の公共交通の課題解決のため新しいコミュニティバス事業をかつてのにじバスとは全く異なった発想で立案いたしました。何よりも以前に比べて暮らしのニーズに合ったものにするを第一義とし、その結果として利用者増の数値目標を掲げております。また、この事業の広報につきましても工夫してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても新しいコミュニティバス事業の具体的な内容については、地域の住民と議員の皆様のご理解を得ながら、住民が扱いやすいコミュニティバスとなるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただきます。

このコミュニティバス、前の何ですか、空バスと僕は言っておったんですけど、あのときに廃止したときは、事業仕分けによって、一番よく出たのは交通渋滞だったんです。それから環境問題、いろいろ要するに京都議定書の10%や何やしらんというやつが出て、これはいかんぞと、こんな空バスでぐるぐると回しておるだけやないかというようなことがあった中で改良されたもので、そこで一つ質問ですが、ドイツ製のロングですか、もう発注はしておみえになりますか。

そして、今後、議員の皆様方とどういう形で議論を進めながら、来年6月1日の要するにバス運行を行うのか。そしてやはりこういう広域的に物事を考えるというような観点の中から中継所とか、そういうものを利用すると、笠松やとか岐阜市やとか各務原のやはりバスとの連携というものにもっていったときに、買い物ということになりますと、やはり各務原イオンへ直接入れるようなことも検討をしたほうが私はよろしいかと思いますが、そこについての質問に対してご答弁ください。

以上で質問終わります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員のご質問、3つばかりありましたけど、順にお答えいたします。

まず、ロングのバスの発注は、まだこれは発注をいたしておりません。発注につきましては、今後議員の皆様方の勉強会も踏まえまして、その結果を経てプロポーザルを行った上で発注を行う、そういうような行程になっております。したがって、6月1日、この開始事業が若干遅れる可能性はあるかと存じます。

また、様々な提案を今いただいたと思いますが、そういうものにつきましては、過日の勉強会においていただきましたご意見も踏まえながら、変更などを検討することといたしておりますので、議員の皆様の内容、ご理解いただいた上で今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 10番 岩田議員の質問にお答えいたします。

以前あったバスは本当に先ほど岩田議員が言われたように空バスと言われていましたが、今回はその轍を踏まないように、どこで止まったらいいかと住民の要望を多く聞いてまいりました。本当に皆さんの声を聞いた中で、弱者あるいはお年寄り、子供等を含めて乗り合い、安心・安全で運べるようなバスということで計画いたしました。

バス停は岐南町の役場を中心として医者、歯医者、買い物、駅、その大きく4つと  
いうことであります。前のバスのときは、岐南町の施設がほとんどだったんですが、  
乗り降りが非常に少なかったというのは否めないと思っておりますので、そこら辺を  
考慮して、皆さんが利便性のいいようなバス停をつくろうということでもあります。

そして、ずっと西回り、東回りということでもあります、80分かかるといって、  
ちょっと時間がかかり過ぎではないかと思っておりますので、何かいい方法はないか  
と考えた結果、ちょっとあったんですが、今言っているかどうかあれですけども、  
まだ内部的に検討しておりますので、ここでちょっと言いますが、笠松との連携とも  
含めて、笠松駅から松波病院まで直通のバスは、笠松のバスに乗り換えてくれという  
提案がありました。それに応じたいと思っておりますので、それを認めれば、町内を  
約1時間で走れるということでもありますので、できるだけ多く、そしてバス停のない  
空白地帯はデマンドタクシーの停留所をたくさんつくろうと思っておりますので、住  
民に迷惑をかけないように、できるだけ今まで以上にやっていきたいと思ってお  
りますので、これは今議会でこういう説明があったので言いますが、まだこれは内部的な  
ことで、そのうちにまた議会終わった後に全協等で皆さんにお知らせしたいと思っ  
ております。三宅議員からも質問出ておりますけれども、そういう答えはしておりま  
せんけれども、本当に考えておるのは、やはり住民の利便性、弱者保護ということであ  
りますので、それを含めて岐南町にも導入してはどうかという提案が数多くありまし  
たので、導入した経緯であります。

今提案のありましたイオンのほうは、やはり区域外、松波病院は同じ羽島郡内と  
いうことでありましたので、イオンは各務原市、もう一つは岐阜市の総合病院です  
かね、昔の県病院、あそこも提案がありました、あそこも区域外ということでは  
ちょっと無理なんです。そういうことでできるだけことは今やっておりますので、よろ  
しくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再々質問をさせてい  
たきます。

前のバスよりはいいということで、あと議員の皆様方との打合せを、やるやるやな  
くして、どういう形で意見を反映していただけるかというふうに思うわけです。今、  
町長から言われたことに対しましては、非常にいいところもあります。しかし、改良  
するところもあります。要するに、羽島郡内ならいいけれども、というと、本当中  
継点ですね、笠松町の米野に中継点がありますので、あそこの中継点をもってれば  
ふれあいへ行って、イオンの中のまた中継点で岐阜市のコミセンともつながってまい

ますけど、できればそういうイオンのところへ行ければ、岐阜市も各務原も行けるなという、そういうひとつ研究をお願いしたいなということも思います。

一番肝心なのは、今までいかにも議会の議員の皆様方に対しての要するに説明がなかったもので、今後どういうふうに説明をしていただけるか、議員の意見を反映していただけるか、そういうことをひとつこの場でご発言をお願いしたいなと思います。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の今の再々質問にお答えいたします。

議会では全協の場で説明しておりますし、皆さんも納得ということでもあります。それで、今回の場合は皆さんの提案がありましたので、だからデマンドタクシーもやるということで、バス停が少ないということで、時間短縮を図るということでやっております。デマンドタクシーを増やして、皆さんに先ほど言いましたが、利便性をよくして、本当に何回も言いますが、住民の皆様には迷惑をかけないように、どこでも行けるようなバスということで、一番いいのはドア・ツー・ドアがいいんですけど、そこまですると物すごくお金がかかって、それこそ経営ダウンになりますので、デマンドタクシーをできるだけ多く住民の皆様近くに停留所を設けたいというのがあります。それを今内部的にやっておりますので、当初は4月1日運行だったんですが、バスの運行上延びたということで6月1日、これも皆さんに提案していただきましたけれども、それも全員協議会の場でまた皆さんからいろいろ提案していただきましたので、6月1日からまた若干延びるような感じはしております。やはり6か月の許可が要りますので、当分プロポーザル方式でどこに決めるかまだ決めておりませんので、それ以後6か月かかりますので、また若干遅れるということですが、少しでも早く私たちは本当に住民のためにということを一生涯懸命内部的にやっておりますので、それをまた皆さんの前で提示しますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、3項目めの質問に入らせていただきます。

町長ビジョンというようなことでございますが、かねてからいろいろな町長コメントの書類とか雑誌とかそういうやつに、JR岐阜南駅の誘致についての町のビジョンについてお聞きしたいんですが、あとJR新駅についての都市計画のマスタープランについての構想をお聞かせください。

あと、羽栗グラウンドを購入する場合の町の構想、要するに岐阜羽島の施設の南が笠松町で北が岐南町なんですけど、それを購入する構想というものがあって土地を購

入するんだと思うんですが、ただ単に買うというようなことじゃなくして、そのビジョンをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の3項目め、町長のビジョンについての1番目のご質問、J R岐阜南駅（仮称）の誘致についての町のビジョンを聞くについてお答えいたします。

岐阜町内にJ Rの新駅を造る構想につきまして、平成2年12月25日に岐阜町、笠松町、東海旅客鉄道株式会社の3社で取り交わした覚書により事業計画する余地があることからでございます。具体的なビジョンを現時点で持ち合わせているわけではございませんが、やはり新しい駅ができますと、多額の費用がかかるものの、近年の例を知るにつけ、その後の新駅一帯を核とした町の発展には目を見張るものがございます。

そのような意味におきまして、三者の覚書でありますので、笠松町と連携しながら、今まで進捗があった事業ではないため、経緯や課題を改めて整理し、当該事業が実現の可能性も含め、まずは調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、J R新駅についての都市計画マスタープランにおける構想を聞くについてお答えいたします。

議員のご質問にあります岐阜町都市計画マスタープランにつきましては、目標年次を2035年に定め、平成28年6月に策定した最も新しい計画において、全体構想、地域別構想共にJ R新駅についての内容には言及しておりません。

最後に、3番目のご質問、羽栗グラウンドを購入する場合の町の構想を聞くについてお答えいたします。

このことにつきましては、笠松町から当該公共用地の売払いの意志がある旨のお話を伺いましたので、長期的に町民の福祉向上に資する活用があるか、加えて経費の面などからも総合的に検討するための材料を目下収集しているところでございます。したがって、議員のご質問の構想が現時点で存在するものではございません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただきます。

J R新駅は覚書というものがあるんですけども、今の現在果たしてあそこの部分で土地区画整理事業をやって道路を広げて、乗降客が増えたとしても公共減歩というのはただで寄附しなければならないのが20%あるんです、土地区画整理事業。そうい

うことを踏まえたときに果たしてできるかという他市町で努力をされた経緯、例えば各務原の回廊計画で名鉄からJR高山線までのあの渡り廊下を造るだけでも、また岐阜西駅の問題、駅前の要するに土地区画整理事業をしていろいろな商業施設を入れてあの岐阜西駅を、貨車の拠点地を移動させてあそこにできたわけですね。これができるのかできないのかというと、到底すごいお金もかかるし、岐阜西駅は承諾をいただだけでも五、六年かかっておる。あんな各務原の回廊計画でも毎日職員がJR本社へ3年かかっての承諾をもってあれができていますよ。これができるか、夢物語みたいなことはできるだけもう下ろすべきであるというのは私の考えでありますので、町長どう思われますか。これ町長にお答えしていただきたいんです。あなたの公約でもありますから。

都市計画のマスタープラン、新駅のね、当然これに伴って都市計画のマスタープランというものが起きるわけでありまして。28年前、私はしっかりとそれに携わっておりますので、その当時の町長の中で岐阜総合研究所、800万円もかけて岐南町の都市計画のマスタープランで駅も含め行った絵があるんです、役場に。そういうことを踏まえながらやったから、都市計画が第1種住居、第2種住居、そして第1種中高層住居地域とか、そして近隣商業地域、準工業地域、住居地域というような色分けができたんです。一步一步やはりそういうものをつくりながら町のビジョンというものを町長はできるから、真面目な人ですから、やっていただきたいと思います。これも町長にお尋ねします。都市計画のマスタープラン。

羽栗グラウンドについては結構です。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

（仮称）JR岐阜南駅につきましては、先ほど言われていましたように、平成2年に行われておるんですね。私は当時もちろん議員でも何でもありませんでしたが、前からそういう一部の人たち、あるいはその周辺の人たちから駅を造ってほしいという声もありました。調べた結果、やめているのか継続になっているのか、さっぱりわからないんですね。就任してやろうと思ってプロジェクトチームをつくらうと思った段階でコロナ感染が異常に発生しましたので、今頓挫しておるところなんですが、全く今手をつけておりません。コロナが終わったら、これが可能なのか、あるいはもう終わりなのか調べて、きちんとやりたいと思っています。

以前聞いたときは、継続しておりますという言葉聞いておりますので、このままほかっておいてはだめなもので、しっかりと決着をつけたい。可能であれば前進したいし、もうだめだというのであれば、皆さんの前にしっかりと答弁したいと思ってお

ります。だめならだめとはっきり言いますので、それをやってないうちにあだこうだと言われても。

もう一つだけは、ちょっと岩田議員、言葉に気をつけてくださいね。夢物語とはやっぱり失礼ですよ。議会の第96条、やはり品位を重んじてください。やはり敬意を持ってしゃべってください。そういうのはやっぱりだめなんですよ。失礼ですよ、やっぱりね、夢物語とは。これは事業なんですから。

昨年の12月、私が町長に就任して以来、笠松町と仲良くやっていますので、笠松町と共に町長会というものを開いております。それには副町長、総務部長、あるいは時には福祉部長等を含めて、笠松の問題、岐南の問題を含めて話しております。そうした中で笠松町も、あるいは田中県会議員もそういう話にも私も参加させてくださいという話もありました。先ほど言いましたように、コロナ感染がひどくなりましたので、そういうのをやっておる場合じゃないもので、とりあえず中断して今コロナには全力を出してやっておる最中ですので、これが収まり次第動き出そうとしますので、先にも言いましたように、白黒ははっきりさせますので、進めてよいのか、もう終わりなのか、それははっきり言います。構想と言われても、いろいろ自分自身もありますが、なしではこれは開けませんので、具体的にはやはり笠松町と連携しながら一生懸命まちづくりをしていきたい。

岐阜西駅も6年、7年かかったという話ですが、やはり当初反対されても、今の現状を見てください。物すごく発展していますよ。江戸時代でもそうでありましたように、宿場町から発展しますから、駅があれば発展するのではないかと。あの辺は岐南町、岐阜から例えば愛知県の木曾川駅までJRの駅は一つもありません。名鉄駅は今現在4つありますね。そうした中で1つあってもいいのではないかと。岐阜市のほうはちょっと無理なんだということで、もし造るのであれば、岐南町の体育館の周辺、あの辺が一番ベストではないかということで話が前にあったと思います。具体的なプラン、図面もありますが、本当に全容はまだ見ておりません。あるということは知っております。

その辺を含めて構想は自分自身はありますが、まだ公表するような段階ではありませんので、とにかくいいのか悪いのか進めていきますので、そういうことでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（松原浩二君）　ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時39分　休憩

午後 1時 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

午前の答弁に、町長のほうから個人名が出ておりましたので、それは取消しをさせていただきます。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、カーボンニュートラルの実現へ、我が町の反応と対応についてお伺いをいたします。

地球温暖化対策、気候変動の緩和策は国際的課題として国連で話し合わせ、持続可能な開発目標SDGsの17の項目の中の13番目に「気候変動に具体的対策を」として掲げられている目標の1つでございます。

先日発表になりましたノーベル物理学賞の真鍋淑郎教授は、二酸化炭素などが増えると温暖化をもたらすという予測を50年以上前に発表したことが受賞理由となっております。人間の活動に起因する地球温暖化を一定程度に抑えるためには、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量を制限しなければなりません。脱炭素社会の実現に向け2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする目標を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が5月26日成立し、来年4月に施行されます。また、政府は2050年までの中間地点として、2030年までに2013年度比46%削減を目標としております。

そこで1つ目の質問でございます。岐南町はこの50年で大きく発展をし、交通量も増え、人口も増え続け建物も多く建ちました。その分二酸化炭素の排出も多くなったと思います。樹木や緑化は二酸化炭素を吸収・消滅します。岐南町には下呂市、旧小坂町にあります国有林内に岐南の森があります。平成10年設定の面積2.8ヘクタールにヒノキ8,400本が植樹されていますが、地域内には山もなく緑も少ない環境でございます。岐南町第6次総合計画の中にも緑地としても農地を農地として守っていくことが示されております。未来によりよい環境をつないでいくことは大切なことです。マイタウンぎなん7月号にも地球温暖化を防止しようと家庭でできる啓発記事が掲載されておりました。こうした中、今再生可能エネルギーの導入促進や環境教育等を進めていくことを宣言するゼロカーボンシティ宣言を表明する自治体が全国的に増えております。9月末の時点で全国464自治体が宣言しています。その内訳は40の都道府県、岐阜県も入っております。278の市、10の特別区、114の町、22の村です。近未来のエネルギーの水素ステーションのある岐南町としても再生可能エネルギー導入促進

や環境教育等を進めていくことを宣言するゼロカーボンシティ宣言を行って、二酸化炭素の排出量削減に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

2つ目、二酸化炭素の排出量削減に積極的に取り組む第一歩として、来年度運行開始予定で計画されているコミュニティバスに水素をエネルギー源とする燃料電池自動車や電気自動車を国の補助制度、経済産業省また環境省にありますその制度を活用し、導入してはと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

そして参考までに、森林の二酸化炭素の吸収量ですが、私いろいろ調べてみました。木も人間と似ておりまして、育ち盛りの樹齢10年から30年の若い木が光合成により二酸化炭素をたっぷり吸収して成長するということです。岐南の森の木がちょうどその成長時期になっております。例として樹齢20年のヒノキの人工林1ヘクタールで年間、二酸化炭素吸収量は2.5トンとなっております。とすれば、2.8ヘクタールの岐南の森の二酸化炭素年間吸収量は7トンとなります。

ということを踏まえ、以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 木下議員の1項目め、カーボンニュートラル実現へ、我が町の反応と対応についての1番目のご質問、ゼロカーボンシティ宣言を行う考えはにつきましてお答えいたします。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて改正の行われた地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策がより具体的に示されました。この法律で全ての自治体が地球温暖化対策実行計画を策定することを求められております。また、都道府県及び政令指定都市や中核市、特例市には目標値の設定を課するとともに、それ以外の市町村においても実施目標を定めることを努力目標としております。今後、実行計画を策定する過程において、再生可能エネルギーの利用促進、事業者、住民の温室効果ガス削減活動促進、地域環境の整備、循環型社会の形成といった施策の検討が必要となるものと考えております。

議員ご質問のゼロカーボンシティ宣言を行うためには2050年までに二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを目指す必要がございます。全国どこの自治体におきましても排出量をゼロとすることは不可能であることから、吸収、除去量と差し引きすることにより実質ゼロを目指すこととなります。吸収、除去とは主に山林や農地などの緑がCO<sub>2</sub>を吸収するものであり、実質ゼロを目指すには広大な山林、農地が必要であると考えております。岐阜県内では岐阜県をはじめ大垣市、中

津川市、羽島市、郡上市が既に宣言を行っておりますが、いずれの地域もこの条件に合致しております。

一方で、議員のご指摘のとおり、温室効果ガスの吸収、除去を期待できる山林などもなく、農地の宅地化が進み続ける本町の現状においては、ゼロカーボンシティ宣言を町単独で行うことは難しいものと考えております。しかしながら、温室効果ガスの排出量削減に積極的に取り組むこと自体は重要なことでもあります。今後、県や近隣市町との連携を模索するとともに、ほかの自治体の施策なども参考にしながら、町、住民、事業者が一体となって脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、コミュニティバスに燃料電池自動車を導入する考えはについてお答えします。

脱炭素社会の実現に向けて、自治体にあっても燃料電池車両の導入は目標とすべき取組の一つであると存じますが、導入に係る経費を考えますと、小型バスの通常車両価格が2,000万円程度であるのに対し、燃料電池車両はまだ市場に導入された初期の段階であることから価格も高騰しており、その価格は1億円以上と聞いております。仮に国等の補助金が活用できたとしても、コミュニティバスに燃料電池車両を導入するためには多額の予算が必要となります。また、車両価格のほかにも運用経費、施設整備、耐用年数等の課題もございます。議員の脱炭素社会の実現に向けてのありがたい提案ではございますが、本町が進めるコミュニティバス事業の規模からしましても、現実的には実現は困難であります。

今後、コミュニティバス事業の運行事業者選定をプロポーザル方式で行う予定でありますので、提案者より環境に配慮した優れた取組があれば適切に評価し、温室効果ガス排出量削減に配慮した環境に優しい事業の実施に努めてまいります。

以上です。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。1点、再質問させていただきます。

ご答弁にございました町単独で行うことは難しい、そして近隣市町との連携を模索するというご答弁がございましたが、近隣市町と共同の宣言を視野に考えておられるということでしょうか。

実は本年2月、岐南町とコンパクトタウン議会サミットで交流のあります岡山県の早島町が近隣18市町と共同の宣言を表明いたしました。こういったことが可能であるということなのではないでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

今、18と言ったようですが、近隣13市町でございます。失礼いたしました。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 木下議員の1項目め、カーボンニュートラル実現へ、我が町の反応と対応についての1番目のご質問、ゼロカーボンシティ宣言を行う考えはの再質問、近隣市町との共同宣言の可能性につきましてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、岡山県をはじめとして複数の市町が共同でゼロカーボンシティ宣言を行っているケースは全国的にも見受けられます。それぞれが様々な連携の枠組みを活用して宣言を行っておりますが、早島町のように連携中枢都市圏の枠組みを活用し共同で宣言を行うことは、現実味を帯びた方法であると考えております。

今後、当町の加入する岐阜連携都市圏においてゼロカーボンシティ宣言を行い、共同で脱炭素社会実現に向けた取組を進めていく可能性について一生懸命模索してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目めの質問をさせていただきます。

不登校・長期入院の児童・生徒に分身ロボットの活用についてお伺いいたします。

今、話題の分身ロボットOrihime（オリヒメ）をご存じでしょうか。20センチほどの小型ロボットで、マイクやスピーカーやカメラが搭載されていて、インターネットを通して操作ができ、顔や手を動かしコミュニケーションを取ることができるロボットでございます。以前、テレビで鳥取県でのOrihimeを活用した支援が紹介されておりました。また、先日、SDGsの啓発番組でも紹介されておりました。紹介されていた分身ロボットの活用は、重度の障害者や難病等で寝たきりの方が分身ロボットを通し仲間と登山をしたり、そして同級生とともに成人式に出席したり、またベッドで寝たきりの状態の方が分身ロボットを通してカフェでお客様の注文を聞き、返答そして接客、接待をして勤務している様子を紹介しておりました。

今回は視点を変えまして、不登校の児童生徒の中で学校に行けるが教室には入れない、また学校に行き勉強したいけれど行けない子、そしてまた病気や怪我等で長期入院が必要なときなど、子供たちに代わり分身ロボットを机に置き、本人は自宅や相談室、また病院から分身ロボットを通して授業に参加、また分身ロボットを操作して発言もでき、またクラスの仲間と意見交換もでき、本人もクラスの児童生徒も仲間意識がつながり、仲間との交流のきっかけともなり、また学習意欲も高まるのではないかと考えます。個々に対応するよりもよりよい結果となるのではないかと考えます。

1人1台支給されていますタブレットを活用しての授業は情報の共有はできます。

しかし、分身ロボットを活用しますと、学校の授業に実際に参加して、クラスの仲間と一緒に授業を受けている実感もあり、クラス仲間も分身ロボットを通し仲間の存在を意識することができるのではないかと考えます。こうした分身ロボットの活用をどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

これで2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の2項目め、不登校・長期入院の児童生徒への分身ロボット活用についてお答えをします。

議員ご紹介のOrihimeは、AIロボットとは異なり、入院など様々な理由により訪れたい場所や参加したい会場へ行くことのできない人のもう一つの体として開発され、利用者の意思を伝える分身ロボットでございます。体調は21.5センチ、重さ587グラムと小型軽量で、アプリケーションを操作することでインターネットを經由し遠隔操作ができるなど、極めてシンプルな仕様であることや、ロボットの表情や動きとマイクから聞こえる音声により利用者の思いがリアルに表現され、本人がその場にいるように感じられることから、誰もが親しみを持って使えるツールとして注目を浴びているようです。

現在、鳥取県の養護学校や院内学級に在籍する児童生徒が他の児童生徒との交流や学習支援に活用していると聞きます。また、岐阜県の可茂特別支援学校において研究実践が行われ、多くの児童生徒に良好な変化が見られたという結果が報告されております。このOrihimeを使用した学習支援には多くの可能性があり、今後はさらに特別支援教育の中での活用が進められていくと考えられます。

児童生徒の知りたい、学びたい、友達とつながりたいという気持ちは大切に持ち続けてほしいと願っていますが、願いが具現できない状況であるならば、この実態に適した環境を整備しサポートすることは大変重要であると認識をしております。

現在、岐南町の各小中学校に通う児童生徒一人一人には1台のタブレット端末が手渡されており、オンライン授業ができる環境があります。夏期休業明けの8月26日から9月6日までの8日間に行ったオンライン授業では、学校と家庭をつなぎ、教員と児童生徒たちが互いの表情を見て意見を交流しながら進める同時双方型の授業に努めました。また、現在もおのこの事情により登校していない児童生徒に対して授業を配信しており、仲間とつながり学ぶ環境が整備されています。まずはこの環境を最大限生かし、Orihimeの活用に類似したサポートを進めていくことができると考えております。

今後、ICT機器の活用においても様々な進化を遂げていくことが考えられますが、

困り感を抱く児童生徒を支援するために様々な角度からのアプローチも大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原浩二君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） では次、3項目めの質問とさせていただきます。防災備蓄倉庫の増設についてお伺いをいたします。

災害時、以前のような雑魚寝、密集の避難所は今後もうあり得ません。3密を防ぎ、プライバシーも守られた環境整備が必須です。そのための対策として間仕切りやパーティション、室内テント、段ボールベッドやエアマット、また消毒液や医療資機材等、備蓄品の種類や数も増えると考えられます。以前も段ボールベッドの備蓄を提案いたしました際、備蓄倉庫に保管するスペースがないとのご答弁がございました。防災備蓄倉庫は車で搬送がスムーズにできる場所に各校下1か所は必要と考えます。そこでお伺いをいたします。

1つ目、今現在備蓄倉庫として西小の運動場の前にありますが、役場北側の倉庫ですけれど、防災備蓄倉庫として機能しているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

2つ目、役場北側の倉庫が備蓄倉庫として機能しているとして、東小学校下にも1か所増設すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

この2点お聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 木下議員の3項目め、防災備蓄倉庫の増設をの1番目のご質問、役場北側の倉庫は防災備蓄倉庫として整備され機能しているのかについてお答えいたします。

議員お尋ねの役場北側にある防災備蓄倉庫は昭和46年に建築され、当時鉄工所として使用していた倉庫を昭和60年に寄附を受け、それ以来そのまま防災備蓄倉庫として活用してまいりました。平成18年に西小学校の東側に防災備蓄倉庫を新たに建築し、防災備蓄品を移設いたしましたことから、その後は公文書やテントや資源回収用の物品、融雪剤や常温合材、ぎなんフェスタに使用する物品、自治会への貸出し用のジョレンや角スコップなど、防災備蓄品以外のものを保管しており、現時点においては防災備蓄倉庫としての機能は有していない状態でございます。

現在、町の防災備蓄倉庫として使用しておりますのは、今申し上げました西小学校の東側でございます防災備蓄倉庫でございます。この防災備蓄倉庫には毎年度計画的に購入しております飲料水やアルファ化米等の防災備蓄品や資機材のほかに、議員ご

指摘のように昨今取り沙汰されております避難所の住環境改善のための資機材や、昨年度より新たに購入しております新型コロナウイルス感染症対策のための物品も保管することとなってまいりましたので、ますます保管する空きスペースが少なくなりつつある状況でございます。

一方で、平成28年度から令和2年度までの5年計画で事業採択を受けておりました都市再生整備計画事業の中で、当初は役場庁舎北側の防災備蓄倉庫整備事業を計画しておりましたが、平成29年度に新たに総合調理センターを建築したことに伴い、この調理センター内のスペースを備蓄倉庫として活用できるめどが立ったことなどから、防災備蓄倉庫の整備についての方針の変更をし、役場庁舎北側の防災備蓄倉庫の整備は取りやめにいたしました。しかしながら、この庁舎北側の防災備蓄倉庫は冒頭でも申し上げましたとおり、建築から50年が経過しており、老朽化が進んでいる状態であり、公文書の管理や防災備蓄品の保管に加え、町として必要な資機材の保管機能を併せ持つ新たな倉庫の建設については、適切な時期に整備できるよう十分に検討を重ねていく必要があると考えております。

次に、2番目のご質問、東小校下にもう1か所増設するべきと考えるが、どのようにお考えかについてお答えいたします。

議員ご提案のとおり、各小学校下に1か所ずつ防災備蓄倉庫があれば、町内をよりくまなく、より迅速にカバーできるだけの防災備蓄品が確保できると考えます。新たに防災備蓄倉庫を建築するとなると、用地の確保や建築費用の捻出などの諸課題をクリアしていく必要もございますので、今すぐを実施することは困難な状況であると考えており、まずは現在ある施設を有効に活用し、いかに備蓄品等を管理していくかを工夫、検討することが重要であると考えます。

例えば、東小学校下にはスポーツセンターのテニスコート南側の駐車場内に倉庫があり、現在その倉庫内には消防団の出初め式に使用する物品や文化祭や菊花展等に使用するための物品などが保管されておりますが、この倉庫内を整備するなどし、現在ある施設の利用状況を考慮しつつ有効に活用していくことで、不足している収納スペースの確保を進めていきたいと考えておりますので、現在のところは東小校下における新たな防災備蓄倉庫の建設については考えておりません。

しかしながら、議員ご指摘の防災備蓄倉庫につきましては、防災の備蓄品や資機材を毎年購入していること、昨今の避難所における住環境の整備の考え方の変化、新型コロナウイルス感染症等に対応していくため、備蓄品や資機材の種類や量が増え、防災備蓄倉庫の収納スペースが減少してきているのが現状でございますので、それに加えまして、先ほど来申し上げております役場庁舎北側の防災備蓄倉庫の老朽化も進

んでいることから、町全体の公共施設や役場周辺の機能等についても総合的に考え、将来的には新たな倉庫の建設については町有地の有効活用も含め慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。1時40分より再開いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本でございます。議長よりお許しをいただきましたので、私からは自治会絆づくり交付金に関連して1項目5点の質問をさせていただきます。

質問に入る前に少しお話をさせていただきます。6月議会より自治会についての質問をさせていただいております。特に今年度からは自治会長として自治会活動を実施していることもあり、これまで当たり前のごとく漫然と行ってきた活動の本来の目的、意義を見直しております。自治会は行政の一部組織、下部組織ではありませんが、岐南町の将来を見据えていくためには、行政では対応し切れない部分を補完したり、地域の互助的な組織として必須であり、問題、課題に対しては共に取り組んでいくべきであると考えております。自治会員の高齢化や世代交代が現実進んでいる中で、現状のままではいずれ自治会組織が破綻していくのではと危惧し、時代の流れに沿った自治会活動をしていかなければならないと思い、今議会においても引き続き自治会に関係する質問をさせていただきたいと思っております。

それでは質問に移ります。今回は1項目につき一括質問方式となるため、質問が長くなりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは、まず1つ目、6月議会において今後の自治会との関わりについて別途協議がなされ、場を持つことが承認されたとのことご答弁をいただきましたが、その後にごどのような協議があったのか、現在までの状況をお教えください。

2つ目に、絆づくり交付金について、「希薄した地域の絆を深め、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに地域住民との協働を進めることを目的として」という文言がありますが、町の様々な計画書にはこの協働という言葉が使われています。絆づくり交付金事業において、町としてどのような関わりをすることが協働となるのか、お教えください。

3つ目に、基本交付金の対象経費内には岐南町の清掃の日の活動経費が含まれています。地元平島と行政との間には地域用環境整備事業（羽島用水地区第3期分）の施設維持管理に関する協定、施設維持管理（にぎわい街道）のことになりますが、この協定が交わされており、清掃の日には平島区民全員でゴミ広いのほか草刈りやバリカンを利用して大がかりな清掃活動を行っております。当日だけではやり切れないため事前の清掃活動も実施している状況ではあります。

清掃の日には他の自治会も清掃活動を行っているとは伺っておりますが、自治会によって規模や費用負担は様々です。特に、平島地区は作業量が膨大であり、経費負担の不公平さ、身体的な負担により不平、不満が高まっています。活動交付金の対象となるように別日に変更すればいいという話もありますが、そういう問題でしょうか。

では、清掃の日はどうするのか。大規模清掃を2度も実施するのか。特に、協定が結ばれた当時とは生活や住民構成も大きく変わっており、正直交付金だけの有無の話ではありません。建前の話だけでは終われないのです。なぜ自分たちだけがと。これこそ管理者である行政が主体となって維持管理をしていただき、清掃活動等に自治会が協働する形であれば住民も納得しますし、交流や地元に対する意識も深まると思います。不平不満の中ではこうした意識は生まれません。お考えをお聞かせください。

4つ目は、もう一つの活動交付金については13の対象事業に関連した個々の自治会の独自の事業実施に対して交付されるものでありますが、これはあくまでも自治会が申請した事業について申請、審議、交付がされるのであって、当然しなかった自治会には交付はありません。しかし、防災やコロナ感染症対策のように個々の自治会の話だけではない町民全体に係るような内容の場合、申請がされていない自治会には何も無いわけです。申請については審査会も行われていますが、行政としてもどのように捉えられておられるのか、お教えください。

また、事業内容が各自治会に割り振られた予算を使い切るがごとの内容になっていることはないでしょうか。併せてお尋ねします。

最後に5つ目になりますが、さきにも述べましたが、町税は公平に偏りなく使われるべきだと思います。また、町の財政も厳しい状況にあり、常に事業継続の精査をしていかなければならないと思っております。そして、絆づくり交付金はその事業の名の下に本来行政が行うべき事業や活動が自治会に押しつけられている状況とはなっていないでしょうか。この事業の課題や問題点、今後の運営の仕方、いま一度事業継続をする必要性をお聞かせください。

以上、5点の項目についてご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 松本議員の自治会絆づくり交付金についての1番目のご質問、今後の自治会との関わりについての現在までの状況はについてお答えいたします。

本年6月4日に開催されました第2回自治会長会議におきまして、今後の自治会と行政との関わりについて別途自治会連合会役員と行政幹部が協議の場を持つことが承認され、8月3日に開催された第3回自治会長会議の中で協議に参加する自治会長を選出し承認されたところでございます。その後、9月30日に自治会の在り方検討会と題し、第1回目の会議を開催いたしました。この会議では自治会絆づくり交付金の在り方についての協議が行われ、自治会にとって現在の交付金の申請手の煩雑さが自治会長の負担になっているなどのご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえまして、町の補助金交付規則に反しない範囲の中で、できる限り申請の簡素化を図り、自治会長の負担を少しでも軽減する方向で協議を進めておるところでございます。

続きまして、2番目のご質問、絆づくり交付金事業において町としてどのような関わりを持つことが協働となるのかについてお答えいたします。

自治会絆づくり交付金の趣旨につきましては、町自治会絆づくり交付金交付要綱の中で、町内35自治会の自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域の絆が深まる事業を支援すると規定しております。議員が述べられた交付金の目的につきましては、4月の自治会長会議で配布いたしました自治会絆づくり交付金の説明資料にある事業概要に記載されております。

議員ご質問の絆づくり交付金事業における協働の意義についてでございますが、町の第6次総合計画におきましては、協働を「行政と住民など多様な主体が対等な立場で特性を活かしながら違った役割を担いつつも、共通の目的に向かって行動すること」と定義しております。また、協働のまちづくりを実践するために本町の課題、情報を行政と住民、関係団体などで共有することで地域の需要を正確に把握し、それぞれの役割を明確にしながらかつ能動的に動く体制をつくると位置づけております。つまり、地域課題が複雑化、多様化する中で目的を共有しながら行政と自治会をはじめとする各団体がそれぞれのよさを生かし、協力することが協働であると考えております。

自治会絆づくり交付金事業で協働を考えたとき、例えば防災訓練事業はいわば協働事業の一例であると考えております。災害対応は町が実施すべき公助の部分と地域が実施すべき共助、さらには個人個人が自分を守るためにすべき自助に役割分担をする必要があると考えております。

災害時においては行政が取り組む救助活動や支援物資の提供などの公助だけでも、自治会などの地域が取り組む高齢者や障害者支援などの共助だけでも、はたまた家庭

で日頃から災害に備えたりする自助だけでも被害を最小限にすることはできません。自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、互いにできる活動を連携して行うことで被害を最小限に抑え、早期の復旧、復興につながるものであると考えております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度から防災訓練事業は実施できておりませんが、こうした協働での取組は今後も必要であると考えております。

これは一例でございますが、行政が果たすべき責任と地域の役割を互いに明確にして協力することが協働であると考えますので、こうした事業を通して住民自らができることを考え行動できるように、協働のまちづくりの重要性を発信していきたいと考えておりますし、自治会絆づくり交付金がこうした活動を推進する施策であると考えております。

続きまして、1つ飛びますが4番目のご質問、活動交付金の対象となる町民全体に係る内容の場合、行政としてもどのように捉えているのか、また事業内容が各自治会の予算を使い切る内容となっていないかお尋ねするについてお答えいたします。

議員が言われますように、自治会絆づくり交付金の活動交付金は、自治会の連携が図られ、地域の連帯感が深まり、自主的、主体的に活動する事業に交付するものでございます。その対象事業は大きく13事業に分けられ、各自治会から申請のあった事業に対して、審査会において審査基準に基づく審査を経て町が交付の可否を決定いたします。また、活動交付金の限度額については均等割と世帯数に応じた世帯割の合計額を各自治会に提示した上で、その限度額の範囲内で事業を実施していただいております。

議員の防災やコロナ感染症対策のような町民全体に係る内容の場合、申請しない自治会には何もないとのご指摘につきましては、確かに防災や新型コロナウイルス感染症対策は町としても行う事業であることは認識しております。防災に関しましては、町全体に必要な備蓄品の整備や避難所運営に係る環境整備を行っておりますし、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種事業などをはじめとする各種の対策事業を行っております。しかし、さきの協働の部分でも述べましたが、町が実施する部分だけでは補えない共助の部分で、自治会が行う防災や新型コロナウイルス感染症対策に関して支援する必要があると考えております。

現在、各自治会が自主防災組織として防災備蓄品の整備や防災訓練を実施し、いつやってくるかわからない災害に備えて準備をしていただいております。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、感染症対策を講じた上で、徐々にですが自治会活動を再開する動きも出てきております。

こうした活動につきましては、自治会によって温度差があることは承知いたしてお

りますが、町といたしましては、こうした共助の部分の活動を支援する意味で活動交付金の対象としておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

しかしながら、本来活動交付金は自主的、主体的な活動に交付するものであります。現在は新型コロナウイルス感染症の影響により自治会活動ができない状況を鑑みて、防災備品の購入や新型コロナウイルス感染症対策に係る備品の購入のみの事業も対象としておりますが、今後は社会情勢や感染症拡大の状況を踏まえながら、真に自治会活動に必要な事業であるかなど、自治会の在り方検討会の中で審査基準等を協議してまいりたいと考えております。

また、各自治会に割り振られた予算を使い切るがごとくの内容となっていないかのご指摘につきましては、交付金の制度上、限度額まで活動の申請をすることはやむを得ないことであると考えておりますが、個々の事業内容につきましては、審査会での審査の段階で審査委員の承認を経て交付決定をいたしておりますので、交付決定を受けた事業につきましては適正であると考えております。

続きまして、5番目のご質問、自治会絆づくり交付金事業の課題や問題点、今後の運営の仕方、いま一度事業継続する必要性についてお答えをいたします。

先ほども述べましたが、自治会絆づくり交付金は自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域の絆が深まる事業について交付金を交付するものでございます。また、毎月1回実施する自治会長で構成される自治会絆づくり交付金認定審査会においても各事業が適正であるかどうか審査し、審査結果を踏まえて町が交付決定をいたしております。したがって、町が本来実施すべき事業を自治会に押しつけているという認識はございません。

しかしながら、自治会長会議の中では敬老会事業や防災訓練事業につきましては、特にこれらの事業の実施が自治会の負担になっているという意見も上がっております。こうした意見を踏まえまして、さきにも申し上げましたとおり、自治会の在り方検討会の中でこれらの事業の在り方につきましては、今後も協議を重ねてまいりたいと思っております。

また、交付金の事業費につきましても、議員ご指摘のように町全体の財政状況を踏まえて真に必要な事業費を精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の自治会絆づくり交付金についての3番目のご質問、羽島用水上部施設の清掃活動などを行政と自治会が協働して行う考えはについてお答えいたします。

さきの6月議会において、議員より今後の自治会との関係の方向性についてのご質問をいただいた際に触れておりますとおり、羽島用水上部施設の維持管理につきましては、地域用水環境整備事業の施設維持に関する協定書に基づき、自治会には除草やごみ拾いなどをお願いし、町は主にごみの処分や施設の修繕などを行っております。

議員のご質問にある平島地区の上部施設につきましては、施設延長が長いことや、高木、低木を織り交ぜた多数の植栽が施されていることもあり、維持管理には多大な労力が必要となることは承知しております。そのことから、かねてより維持管理についてご相談をいただいた折には、維持作業において危険が伴う箇所や草止めの処置を施すことができる箇所などについて、その都度町において対応しているところでございます。

上部施設の維持管理につきましては、さきの議会答弁でも申し上げましたとおり、美観を保ち、地域住民の皆様にあこがれを持っていただくためには、地域住民の皆様の主体的な関わりが必要だと考えておりますことから、あくまで主体は自治会をお願いしたいと考えております。

一方で、町といたしましても、共に上部施設の管理を行う立場として引き続き危険箇所などの維持管理を行うほか、施設の改修及び修繕の折には維持管理の省力化につながるような改良を施していくなど、自治会に過度の負担を強いるような状態を解消していくことができるよう、自治会からの申出には柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。ご答弁のほどありがとうございました。私のほうからは1点だけ、4項目めのところで再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

4項目めのご答弁で、「町が実施する部分だけでは補えない共助の部分で」とお話をいただきましたが、そもそも防災備蓄品や環境整備等のハード面については、自治会ではなく行政が準備しておくことではないかと思っております。町が必要な整備を行っているということであれば、それこそ余剰であると思っておりますが、申請のあった自治会は過剰準備、ないところはないということで、5項目めでお話しした交付金の原資である町税は公平に偏りなくや、厳しい財政という点においてどのようにお考えでしょうか。特に防災については、活動が制限される時期が現実起こり得たからこそ、有事に対しての準備について明確にしておかなければならないと思っております。再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 松本議員の自治会絆づくり交付金についての4番目のご質問に対する再質問、防災備蓄品や環境整備等のハード面の支出について、交付金の原資である町税は公平に偏りなく、厳しい財政という点についてどのように考えるかについてお答えいたします。

町民に最も近い組織である自治会において、防災備蓄品を整備していただくことは、必要な方に必要な物をより早く届ける選択肢が広がることにつながりますので、町としても非常にありがたいことであると考えております。

現在、町で備蓄しておりますアルファ化米等は約1万5,000食ですが、この量は南海トラフ地震等における災害時においても指定避難所に避難される方に対しては十分に賄える量だと考えております。ただし、指定避難所に避難された場合には、このような備蓄品をお渡しすることができますが、自宅や指定避難所以外に非難された場合は、備蓄品をお配りできないことも想定されますので、各家庭での非常食等の確保や各自治会での防災備蓄品の確保も重要になってまいります。

このような理由から自治会が整備される食料等の備蓄品が余剰であるとは考えておりませんし、今後もそうした準備や自主防災活動を推進してまいりたいと考えております。

町税は公平に偏りなく厳しい財政という点におきましては、交付金制度に従って各自治会が交付金活用の優先順位を決めていただき事業を申請していただいておりますので、交付金の交付に偏りはないと考えております。

また、防災備蓄品の購入事業につきましては、令和2年度と令和3年度、この2年に限り新型コロナウイルス感染症の影響で自治会活動が極端に制限されております関係から、防災備蓄品のみの購入であっても認めておりますが、来年度以降の基準につきましては、自治会絆づくり交付金認定審査会あるいは自治会の在り方検討会の中で今後検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。2時15分より再開いたします。

午後2時 7分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員の三宅でございます。議長のお許しをいただきました

ので、大きく1項目、岐南町巡回バス運行計画についてのご質問をさせていただきますが、その前に一言だけ。

3月の議会でも一般質問にコミュニティタクシー改善及び巡回バスについての提案型一般質問をいたしました。既に新規事業計画に組み込まれた巡回バス計画が着々と進められておりましたことから、議会後、総合政策課へ町民が本当に望む事業にしなければならない旨を伝え懇願しました。その後8月上旬、自治会長の巡回バス運行計画説明会というのが開かれたという情報を聞きまして、同様の説明を求めました。計画案を分析したところ、幾つかの問題点が出てまいりました。そこで、今回の計画案について改めて大項目の岐南町巡回バス運行計画の中で、中項目といたしますか、3つほど、巡回バス復活の理由、町の計画案を分析した問題点、そして利便性と利用頻度を重視した利用法というところを、8点でございませうけれども、3つに分かれるということで申し上げましたが、一括で質問させていただきたいと思っております。

ただ、本日2番目に岩田議員の質問に対する答弁では、既に小島町長にお答えをいただいた、重なる内容もありますが、提出したそのままですと申し上げますことをあらかじめご了承願います。

それでは、1つ目、巡回バス復活の理由、巡回バス導入から12年前の廃止に至る経緯の再確認。3月において私の一般質問での答弁を併せ廃止の経緯をお尋ねします。

ここではそのときに平成14年運行開始前に近隣市町ではコミュニティバスの導入機運が高まったことをきっかけに運行が始まりましたが、利用者数が1便当たり平均4人前後と伸び悩み、停留所の増設の努力もむなしく、増加につながらなかったこと、年間1,600万円に上る運行経費に見合わないという利用実態に、開始4年後、岐南町政策検討委員会の答申で運行経費を削減するよう指摘を受け、土日祝運行の廃止、運行本数の大幅見直しを実施したが悪化の一方をたどり、5年後、平成19年8月に行政改革推進委員会から廃止が答申され、21年、12年前になりますね、9月廃止となり、現在運行中のコミュニティタクシーに切り替わるという答弁をいただいておりますが、このほかに重要な廃止理由があればお聞かせください。

2つ目、12年前と比較した効果と計画案が値するかご説明ください。

また、この計画案が何をもって成功と考えておられるか、その基準をデータベースでお示しください。

中項目としまして、町の計画案を分析した問題点について、8ついきます。町の計画案を分析した問題点について。

1つ目、乗車時間や所要時間が長く、乗車可能な便数、往復をワンセットと考えまして、少なく、滞在時間の制約についての対策はということで、ちょっと私が下手な

地図を描きまして、ダイヤも私なりに作りました右左のコース、各5つになりますので10便をお作りした中で、私の家の近くの三宅のバス停から例えば森島整形外科まで行こうというパターンと、平島から松波総合病院まで行くというようなパターンの2パターンを時刻表を作りました中での時間配分をちょっとしてみました、原案の運行計画が1日5便掛ける2、右左ごぎいますので10。1周80分がとても長い上に、各自治会からの要望により停留所を32から48に増設した場合、1周100から120分の可能性もあり、利便性が一層悪くなることは大きな問題ですが、まず80分で1周が可能とした場合の運行ダイヤに基づきシミュレーションしてみると、私の作ったもので考えますと、見ていただきながらと思いますが、所要時間は3時間10分から3時間半、目的地での滞在時間は1時間40分から2時間10分、往復可能は1日に午前2便、夕刻1便のスケジュールを見て、利便性、利用頻度をどのように考えておられるか、お聞かせください。

2つ目、停留所のない地区、例えば今青写真のあります中で役場南あたり、こちらのカバーをどう考えるかと。巡回バスがない地区を平等にケアする一例として、該当地区に限り現行のデマンドタクシーなどでカバーするとか、そのほかにお考えや対策があればお聞かせください。

3つ目、松波総合病院と同様に岐阜県総合医療センター、県病院と呼ばれております、こちらの要望についての見解。

他市町での停留所設置は簡単にいかないということは存じておりますが、笠松町の松波病院を計画しておられるのであれば、以前から町民の要望の多い岐阜県総合医療センターについて検討されたか。また、今後どう取り組んでいただけるのかをお聞かせください。

4つ目、計画案の小型バス、笠松町で今使用されています日野ポンチョという車両購入、そういった形の購入のリスク検証についてですが、道路幅を考慮した小型バスの運行ルート、狭い地区には入れないというようなデメリットによる課題と、あと購入費用が1台1,800万、私のもくろみですみません、2,000万ぐらいと先般聞きましたけれども、こういった金額掛ける2台としますと、高額に加えて乗車効率が悪く、運営困難になったときのことを考えるとリスクがとても大きい。例えば、コロナ禍では私どもの業界ではごぎいますけれども、航空機がいつも簡単に早期退役というような時代でごぎいます。また、観光バスにおいてもやむなく売却せざるを得ないというところが何軒もごぎいますけれども、そういうふうに踏み切らざるを得ない場合、同様に買い手のつかないという代物になっていることを踏まえて、小型バスの利用価値をもう一度検証していただくことを望みますが、見解をお聞かせください。

中項目3つ目になりますが、利便性と利用頻度を重視した利用法について、1つ目、ワゴンバスの利用法、ハイエース10人乗りというような車両、よく見受けられます幼稚園バスタイプですね、こういったワゴンバスの提案につきましては、まず一例で役場または岐阜バスの三宅バス停、これハブということで拠点をしまして、1周15分から20分ぐらいで回れる小さな丸、また楕円形を6つから8つぐらいのブロックをつくり、どこへ行くにもいずれかの拠点で乗り換え、目的地へ向かうという計画により所要時間が短く、かつ便数を増やすことにより利便性を上げること、費用対効果を小型バスと比較検証、何便あれば便利で、それぞれのバスが何台、乗務員が何人ぐらい必要かということなど、コンサルと再検討をいただくことを望みます。慌てずそれぞれ小型バス、ワゴンバスの特徴を活かし、検証した上で決定を望むことについての見解をお聞かせください。

ハブのことは先ほど申し上げました。

2つ目、笠松町営バス利用による運行ルートの見直しと、笠松町とのタイアップによるメリット、相乗効果についての見解。

笠松町営バスが米野から岐南町の境目を縫って笠松駅、松波総合病院まで運行されておりますことから、現在計画中の平島方面から笠松駅及び松波総合病院の長い区間は路線をカットし、平島周辺の運行と米野へつなぐバスは岐南町が別仕立てで補うことにより、岐南町内の運行ダイヤの増便や待ち時間、乗車時間の短縮につながります。さらに、周回時間の短縮も可能となりますので、小型バスの場合、もう少し小回り、例えば2ブロックぐらいにするとした計画案やワゴンバスの併せた2点の提案の再検討につき見解をお聞かせください。

また、この区間の増便や時間帯追加希望を求める声が多ければ、笠松町へ補助金を支払うなどして協力を願う方法も一つと考えます。さらに、タイアップにより軌道に乗った場合は、平島や米野から各務原イオンモールへの運行を追加することにより相乗効果が生まれ、乗車効率が上がる狙いも加えた提案として見解をお聞かせください。

同時に、笠松町とジョイントすることによりそれぞれの弱点補強や経費節減にもつながり、これからの岐南町と笠松町双方にメリットのあることから協議をしていきたいと考えておりますが、執行部のお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の岐南町巡回バス運行計画についての1番目、巡回バス復活の理由の1つ目のご質問、12年前の巡回バス（にじバス）廃止に至る経緯の再度確認についてお答えいたします。

議員がご質問の中でご説明されましたとおり、運行経費に見合わない利用実態が続きましたことから、平成18年に岐南町政策検討委員会の答申で運行経費を削減するよう指摘を受け、さらに平成19年には行政改革推進委員会からの岐南町行政改革大綱の中で廃止が答申され、平成21年9月に運行を廃止いたしました。このほかに重大な理由はございません。

次に、2つ目のご質問、再開するコミュニティバス事業の意義と目標とする数値はについてお答えいたします。

平成21年度に運行事業を廃止したにじバスは、町民センターなどの公共施設を主な停留所としていたこともあり、利用者の伸び悩みが大きな課題でございました。新たなコミュニティバス事業では、本町にあっても高齢化が顕著に進展する中、買い物や通院などの暮らしのニーズに合った運行とするのが第一義であります。なお、目標とする数値につきましては、当時のにじバスを上回る1便当たり8人としております。

続きまして、2番目の町の計画案を分析した問題点の1つ目のご質問、所要時間や運行便数などは適当であるかについてお答えいたします。

ご質問の中で計画案が議員によりシミュレーションされておりますので、町といたしましても具体的な例をお示しし、利用者のバス乗降時刻や目的地滞在時間などのご説明をしたいと存じます。

まず、計画案の内容を大まかに申し上げますと、新しいコミュニティバスは岐南町役場を発着点として右回り、左回り路線で町内をおよそ80分かけて周回いたします。右回り、左回りそれぞれ1日5便が走り、午後1時頃から午後4時頃までは運行を休止いたします。平常運行は月曜日から土曜日までとし、日曜日と祝日、また年末年始は終日運休でございます。

では、2つの例でご説明いたします。なお、バスの乗降時刻は、計画案を検証するため一律に作成したダイヤに基づくものであり、実際のダイヤとは異なることをあらかじめご承知おきください。

1つ目の例は、北小学校前停留所と医療機関のぎなんメディカルスクエア停留所を行って帰る場合でございます。行きは北小学校前で右回り8時32分のバスに乗りますと、ぎなんメディカルスクエアには8時47分に到着します。帰りはぎなんメディカルスクエアで左回り10時1分のバスに乗りますと、北小学校前には10時15分に到着します。この場合、バスの移動時間はおよそ15分。目的地である病院の滞在時間は74分となります。

2つ目の例は、南町民センターの停留所とスーパーのトライアル岐南八剣店停留所を行って帰る場合でございます。行きは南町民センターで右回り9時13分のバスに乗

りますと、トライアル岐南八剣店には9時43分に到着します。帰りはトライアル岐南八剣店で左回り11時5分のバスに乗りますと、南町民センターには11時35分に到着します。この場合、バスでの移動時間は30分、目的地であるスーパーの滞在時間は82分となります。

コミュニティバス利用の例の説明は以上でございますが、このほかにも様々なケースが想定されますので、議員のご質問の点につきましては、さらに検証を進めてまいりたいと思います。

特に、ダイヤにつきましてはプロポーザル方式により業者からの提案を受けることにしておりますので、業者の高度な創造性、技術力、専門的知識や経験をもって作成された利便性の高いダイヤが提出されることを期待しているところでございます。

次に、2つ目のご質問、停留所から遠いエリアの対応をどう考えるかについてお答えいたします。

路線定期運行を態様とするコミュニティバスの路線は、それがそのままバスの走行距離となりますので、計画案でお示した路線は経費の面からも持続可能な事業とするため十分検討した結果ではございますが、この運行態様で地域を満遍なくカバーすることはできないため、現行のデマンドタクシーを拡充し対応することを検討しております。

次に、3つ目のご質問、岐阜県総合医療センターへの停留所設置はについてお答えいたします。

コミュニティバスは町内の特定の場所を巡回するため運行するものでございます。計画案では町外の停留所は2つ存在いたします。そのうち笠松駅につきましては、これからも利用者のニーズが多く見込まれることから、にじバス、デマンドタクシーの事業内容を受け継ぎ設置いたしました。

もう一つの松波総合病院につきましては、当該医療機関は地域の基幹となる総合病院であることから、関係機関や岐南町公共交通会議等のご意見も伺いながら慎重に協議を進め、笠松駅からの路線の延長と町外停留所の設置を実現したいと考えております。

以上が計画案における町外停留所の設置の理由ではありますが、町を越境しコミュニティバスを運行するには、行政間またそれぞれの公共交通会議等での協議が必要であります。デマンドタクシーの停留所に笠松駅を持つ本町と笠松町との間には既に協議の場が整っておりますが、その他の市町との間には協議の場が存在いたしません。また、それを準備する時間も要します。このようなことから、議員ご提案の岐阜市へ路線を延長し、岐阜県総合医療センターに新たな停留所を設置することにつきまして

は、現時点での計画はございません。

次に、4つ目のご質問、小型バス購入は売払いの可能性もある中で適当であるかについてお答えいたします。

計画案において当該事業で使用する車両を岐阜市や笠松町でコミュニティバス車両として走行している同型の小型バスとしましたのは、道路運送法等により乗合旅客を乗せ、路線定期運行をするコミュニティバスは、一般的にバスと呼ばれる車両であることが求められ、いわゆるバリアフリー法の基準を満たす必要もあるためでございます。

町といたしましては、岐阜市や笠松町と同型の小型バスがこれらの条件を満たし、かつ最も経費を抑えることができるものと認識しております。また、計画の変更は十分な検証を行った上で柔軟に対応すべきであると考えますが、当該車両の売払いにつきましては想定いたしておりません。

続きまして、3番目、利便性と利用頻度を重視した利用法についての1つ目のご質問、ワゴンバスの利用法はについてお答えいたします。

ワゴン車両の使用につきましては、1番目の2つ目のご質問でお答えしましたとおり、コミュニティバスは1便当たり8人の利用者を数値目標としておりますので、客席が8人であるワゴン車両での運行には、車椅子のスペースの確保の点からもサービス提供に多くの不安が残ります。

議員ご指摘のとおり、バス車両に比べワゴン車両のほうが狭い道路も走行しやすく、路線の制約はかなり減ることとなり、それにより路線の変更、延長、さらに便数の増を行いますと、利便性は確かに向上するものの、他方でかかる経費の著しい増大が懸念されますので、ワゴン車両の使用については考えておりません。

最後に、2つ目のご質問、笠松町営バスを利用した場合の運行ルートの見直しと、連携によるメリットと相乗効果についてお答えいたします。

笠松町のコミュニティバスとの連携につきましては、2番目の3つ目のご質問でお答えいたしましたとおり、計画案では笠松に2つの停留所を設置する予定でございますので、停留所を活用し、限られた予算の中で利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

このたびの一般質問におきまして、三宅議員からは質問に併せ幾つかのご提案をいただきました。コミュニティバスについての勉強会も開催されており、町といたしましては、それらの意見を拝聴し、現行のデマンドタクシーを拡充した上で、コミュニティバス、デマンドタクシーの複合運行案などの変更点を含めた計画案をご説明を重ねてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、2点の再質問をさせていただきます。

2項目め、1番目の答弁につきまして、お示しいただきました2つの乗降パターンも確かにありますが、私がシミュレーションした乗降区間におきましては、別紙のとおり、先ほど皆さんのお手元でございますが、2つとも拘束時間が非常に長く、滞在時間も長い内容となり、病院での滞在時間が自身ではなかなかコントロールできないということなど考え、見直しが必要かと存じます。やはり起点というところ、乗換えという時間が20分、30分ということを考えますと、最短時間ということを選んでみても、なかなか乗換の面倒さと拘束時間にはさほど影響がないというようなことをシミュレーションの中で感じました。ということでやはり乗換えなしのパターンが長い乗車時間であってもそれを選択されるというのが実情であろうということが分かりました。

そこで本題に入ります。本来、運行計画、このダイヤというものはコンサルの役割なのか、業者、バス会社、運行会社ですね、こちらにもこうしたこれから述べますような、コンサル同様に運行計画案が依頼が可能だったのかどうかということをお尋ねします。いただきましたのは、「特にダイヤにつきましては、プロポーザル方式により業者からの提案を受けることにしておりますので、業者の高度な創造力、技術力、専門知識や経験をもって作成された利便性の高いダイヤが提出されることを期待しているところですよ」ということでございますね。ということで、可能ならば、どちらへの依頼がよりよい運行計画につながったと思われるのか、今後はコンサルか業者のどちらを選んで進めていかれるのかをお尋ねします。

続いて、もう一つよろしいでしょうか。3項目、2番目の笠松町営バスを利用した場合の運行ルートの見直しと連携によるメリットと相乗効果についての再質問でございます。

ご答弁の中の「笠松町に2つの停留所を設置する予定でございます」ということにつきまして、笠松駅の必要性、ニーズは間違いなくあり、同様に松波病院もあればありがたいということは十分に理解しておりますが、その計画では時間がかかり過ぎるため、緩和する方法として以下のとおり提案したもので、特に平島周辺の方には米野高瀬バス停から、野中や伏屋の方には中野のバス停、これをつなげばということで、笠松町営バスに乗換えいただいた上で岐南町の巡回バスは笠松駅を最終地とすることによりコンパクトな運行ルートが可能となり、時間短縮、再度コンサルまたは運行業

者への検証及びシミュレーションの開示をお約束いただけるかどうかをお尋ねいたします。もちろん松波総合病院までの延長についても時間短縮の運行計画が可能ならば同様に検証していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 三宅議員の2番目の1つ目のご質問、所要時間や運行便数などは適当であるかの再質問、ダイヤはコンサルか運行業者のどちらを選んで進められるのかについてお答えいたします。

コミュニティバス事業におけるダイヤにつきましては、プロポーザル方式参加業者の提案を基に町が作成するものでございます。バス運行事業者の選定を公募型プロポーザル方式の実施により行おうとするのは、バスの路線定期運行事業が施設など管理運営に関するものであり、また専門性の高さ、経験の豊富さが町民に提供するサービスにつながるため、優れた業者のノウハウを積極的に取り入れたいからでございます。

ダイヤに関する提案につきましては、プロポーザル方式の実施後、受注候補者となった業者とさらに協議を重ねてまいりますので、限られた予算の中で最適なダイヤが完成するものと認識いたしております。

次に、3番目の2つ目のご質問、笠松町営バスを利用した場合の運行ルートの見直しと連携によるメリットの相乗効果の再質問、時間短縮の検証についてお答えいたします。

松波総合病院に新たな停留所を設置することにつきましては、行政間の協議が必要となるためより慎重な判断が求められるものと考えております。議員ご提案のバス移動時間の短縮も含め、現在笠松町と話し合いを進めており、さらなる連携も視野に入れながら利便性の向上につながる方策を検討しております。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日10月22日午前10時より会議を開きます。

午後2時47分 散会

—————◇—————  
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原 浩二

岐南町議会議員

後藤 友紀

岐南町議会議員

櫻井 明